

# 《避難情報等が発令された場合の休園について》

保育園の休園は、「暴風警報+大雨警報」の二つの警報が発表された場合と「避難勧告」または「避難指示」が発令された場合としておりましたが、令和3年5月より「避難勧告」が廃止されました。これにともない保育園の休園措置の取り扱いを以下のとおり変更させていただきます。

※ 「避難勧告」の削除

※ 「避難指示」が解除された場合

【変更前】 解除当日は1日休園

【変更後】 午前10時までに「避難指示」が解除された場合は、職員の確保や施設の状況を確認し受け入れが可能と判断した場合のみ、午後1時から保育を始める予定とします。利用を希望される方は開園状況確認のため、正午までに保育園へご連絡ください。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

## 避難情報

令和3年度より

1

高齢者等  
避難

● 気象・被災状況によっては休園を早める場合があります。その際は、一斉メール等でお知らせしますので、お迎えをお願いします。

暴風警報  
大雨警報

=

休 園

※お困り保育を実施

希望する場合はその都度  
事前に保育園にお伝えください。

避難情報が発令される場合、地域が指定される場合があります。  
その場合、地区内の保育園のみ休園となります。

(例)

- ・ 土佐山田町明治地区 ⇒ なかよし保育園
- ・ 土佐山田町片地地区 ⇒ 片地保育園
- ・ 土佐山田町新改地区 ⇒ 新改保育園
- ・ 土佐山田町地区全域 ⇒ なかよし・あけぼの・片地・新改保育園
- ・ 香北町地区全域、美良布地区 ⇒ 美良布保育園
- ・ 物部町地区全域、大栃地区 ⇒ 大栃保育園

2

避難指示

=

休 園

※開園前に発令されていた場合は登園しないで  
ください。

- ① 避難指示の発令により保育園は休園します。
- ② 保育園より一斉メールを流しますので、至急お迎えをお願いします。
- ③ お迎えが困難な場合は、保育園にご連絡ください。
- ④ 状況により保育園から避難所へ移動する場合があります。  
移動が決まれば一斉メールでお知らせし、門扉に避難先を掲示します。
- ⑤ ただし、通信機器が使用できない場合は、門扉への掲示のみとします。

午前10時までに避難指示が解除された場合は、職員確保や施設の状況により受け入れが可能であれば午後1時から保育を始める予定です。利用を希望される場合は開園状況確認のため、正午までに保育園へご連絡ください。

## ◆ 給食について ◆

給食の提供は可能な限りいたしますが、食材の確保が不十分な場合や停電などにより調理器具が使用できない場合は、非常食に変更させていただきます場合があります。

また、午前中に休園が予想される場合は、お弁当の持参をお願いする場合があります。

※ 荒天の際の、登降園には十分にご注意くださいますようお願いいたします。